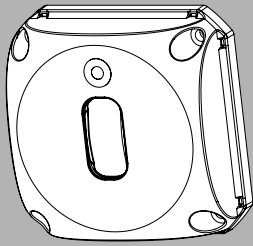


取扱説明書

赤外線式スポット型感知器（試験機能付） FDCJ004-D



このたびは、当社の製品をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。
この商品は消防法の規格に基づく各種の試験に合格した国家検定品です。

注意 ご使用の前に必ずこの取扱説明書をお読みください。
正しくお使いいただくために、内容をよく理解したうえでご使用ください。

- この取扱説明書はいつでも使用できるところに保管してください。
- この製品は定期的な保守点検を必ず行ってください。

能美防災株式会社

1. ご使用の前に

●機能

本感知器は物が燃焼する時に発する赤外線を検知します。
感知器が赤外線を検知すると、受信機に火災信号を送り、感知器の確認灯が赤く点灯します。

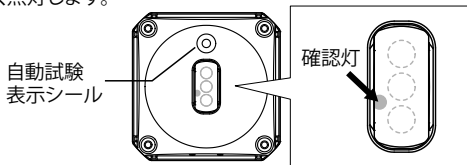


図1 感知器の確認灯(拡大図)

●主な用途

本感知器は次のような場所に適しています。

- (1) 放火の危険性がある場所
- (2) 映画館、劇場、アトリウム、格納庫などの高天井を有する建物
- (3) 工場など換気流、外気の流入のある建物で、他の種別の感知器では有効に火災検知できないおそれのある場所

2. 本書の表記

2-1. 警告表示について

警告表示は、警告文と警告レベルを示す記号の組合せで表示されます。

■ 警告文

危害や損害の大きさと切迫の程度を明示するために、誤った取り扱いをした場合に生じるおそれがある内容を、「危険」、「警告」、「注意」の3つに区分しています。

危険	取り扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うか、防災機能に致命的な悪影響を及ぼすことが想定されることを示しています。
警告	取り扱いを誤った場合、使用者が重傷や傷害を負うか、防災機能の一部に重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを示しています。
注意	取り扱いを誤った場合、使用者が傷害を負うか、防災機能に悪影響を及ぼすおそれがあることを示しています。また、防災機能を長期にわたって有効に活用する上で、ぜひ守ってほしい事項を示しています。

■ 記号

- ⚠ 警告・注意を促す内容があることを示しています。
- 🚫 禁止内容を示しています。
- 🛑 行為を強制したり、指示したりする内容を示しています。

2-2. 本文中の表記について

自動火災報知設備を施工、保守点検、修理する業者を**保守点検契約先**、また、実際に施工、保守点検、修理する人を**保守点検者**と表記しています。

3. 安全上のご注意

ここに示した注意事項は、製品を安全にお使いいただき、お客様やほかの人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。ご使用になる前に、「安全上のご注意」をよくお読みください。

- 危険** 感知器は総重量に耐える構造物に取り付けてください。強度が不十分な構造物に取り付けると、構造物の破壊により重大な事故を招くおそれがあります。
- 警告** 機器が故障したときは、すみやかに保守点検契約先に連絡してください。故障を放置すると正常に機能しません。
- 警告** 機器を分解・改造しないでください。感電・故障・発火の原因となります。
- 注意** 実際に取り付ける場所の見通しを確認し、感知器の視野角内に障害物がないことを確認してください。不適切に設置した場合は、正常な火災監視ができなくなります。
- 警告** 感知器の前に透明なアクリル板やガラスがある場所に設置しないでください。正常な火災監視ができなくなります。
- 以下の光源および熱源が監視範囲内にはいらないようにしてください。火災以外で作動する可能性があります。
- 警告** ・アーク溶接などの火花
・マッチ、ライター、花火、フレアスタックなどの炎が伴う事象
・石英ランプ
・赤外線ストーブ
- 警告** 水素やマグネシウムなどによる炭酸ガスの共鳴放射を伴わない炎は検出できません。
- 注意** 感知器を常時振動しているような場所には取り付けしないでください。火災以外で作動する可能性があります。
- 警告** 感知器は受光部を下向きにして設置してください。埃などにより正常に機能しなくなるおそれがあります。
- 注意** 壁に設置する場合、自動試験表示シールを上側にして設置してください。
- 注意** 感知器のガラス面が結露する環境に取り付けしないでください。正常な火災監視ができなくなるおそれがあります。
- 注意** 感知器の受光部に、不均一な環境光、照明光などの光が照射されないような位置に配置してください。火災の時に作動しないおそれがあります。
- 注意** 他設備を連動させる場合は、必ず2台以上の感知器のAND信号により制御してください。
- 注意** 受信機の電源を入れた状態で、配線・取り付け・結線をしないでください。故障の原因となります。
- 警告** 感知器の清掃などの点検作業は、感知器の直近で行います。点検を安全に行うために、必ず足場を確保してください。
- 注意** 本防災システムは法の定めるところに従って、必ず定期点検を実施してください。この定期点検を怠ると火災時に正常に機能しないおそれがあり、その責任を問われることがあります。
- 注意** 本感知器を強い電磁波が発生する機器の近くに設置しないでください。正常な火災監視ができなくなるおそれがあります。

4. 保守点検

4-1. 定期点検の決まり

自動火災報知設備は、非常時に正しく動作させるために、定期的な保守点検が必要です。消防法では、防火対象物の関係者（建物の所有者、管理者、または占有者）に対して、定期的な保守点検の実施およびその結果を報告するように定めています。

- 警告** 保守点検者以外の方は、受信機や付属設備などの分解や修理をしないでください。故障の原因となります。
- 警告** 点検等で作動させる場合は、連動している設備の内容を十分確認して操作してください。不用意な操作は機器類に損害を与えたり、人に危害をおよぼすおそれがあります。

なお、消防法によって定められている自動火災報知設備の定期点検と報告の概要を以下に示します。

■ 定期点検について

定期点検の種類	定期点検の期間
機器点検	6か月
総合点検	1年

■ 結果報告について

防火対象物の種類	報告期間
特定防火対象物	1年に1回
特定防火対象物以外のもの	3年に1回

■ 一部試験の免除

本感知器は自動試験機能がついているので、感知器作動試験が免除されます。

4-2. 保守点検の実施について

自動火災報知設備の保守点検には、専門的な知識と技術を必要とするために、消防法では資格制度を設けて、点検有資格者が行うことと定めています。保守点検契約先と契約を結び、有資格者（甲種消防設備士、乙種消防設備士、消防設備点検資格者）による保守点検を実施してください。

5. 梱包箱内の付属品

梱包箱の中には次の付属品が入っています。梱包箱をあけた際には、まず付属品がそろっているか確認してください。

◆取扱説明書(本書)・・・1枚 ◆M5×10ネジ・・・3本 ◆編込チューブ・・・1本

6. アドレス設定

本感知器はアドレスを有しており、受信機にアドレスを表示できます。

感知器の電線S+ (赤) およびPFC (緑) をアドレス設定器のターミナルの「S+/C」に、感知器の電線S- (青) およびPF (黒) をターミナルの「S-/L」に接続し、火災受信機に登録しているアドレスと同じアドレスに設定してください。

1～255のアドレスを設定できます。

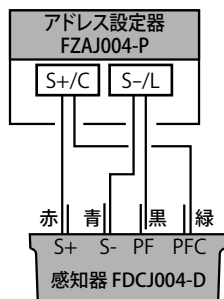


図2 結線図①

注意 使用しない配線は短絡しないように一時的に処理してください。
⊖ 感知器が故障するおそれがあります。

注意 他の機器とアドレスが重複しないようにしてください。
⊖ 重複すると、受信機に異常が表示されます。

7. 接続方法

本感知器と受信機間の外線接続は図3を参照してください。送り配線が不要な場合、未使用の配線は短絡しないよう処理してください。

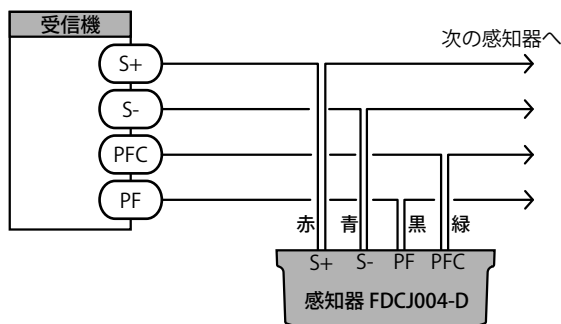


図3 結線図②

警告 ⚠ 感知器は有極性です。極性を誤ると故障するおそれがあります。

注意 受信機の電源を入れた状態で、配線・取り付け・結線をしないでください。
⊖ 故障の原因となります。

8. 監視距離と視野角

本感知器は、視野角毎に監視距離が異なり、感知器の正面に視野角が100度の円錐状の監視範囲を有します。従って監視範囲は図4、図5の通り円錐に半球を加えた形となります。

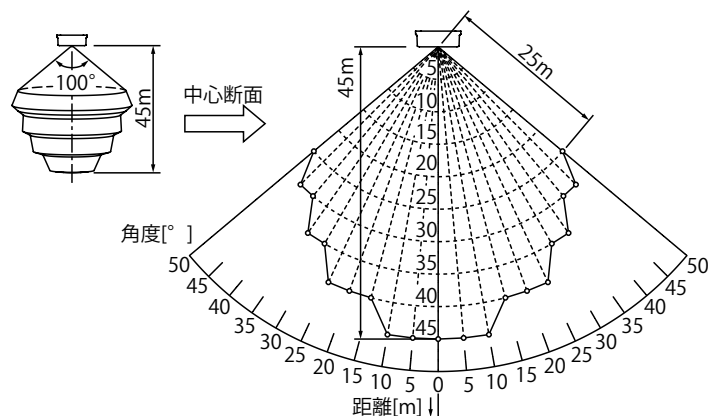


図4 監視範囲

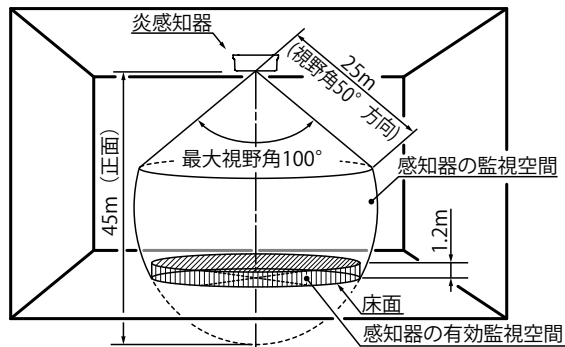


図5 立体監視範囲

本感知器の公称監視距離を表1に示します。設置される時は表1に従って、床面から1.2mまでの空間の各部分から感知器までの距離が公称監視距離の範囲内にあり、また監視対象が感知器中心軸から50度以内に入るように設置してください。

表1 公称監視距離

感知器中心軸からの視野角	0°	5°	10°	15°	20°	25°	30°	35°	40°	45°	50°
公称監視距離	45m	45m	45m	40m	40m	40m	35m	35m	30m	30m	25m

注意 視野角は必ず確認し、未警戒範囲を生じないように注意してください。
⚠ 不適切に設置した場合は、火災の時に作動しないおそれがあります。

9. 自動試験機能

本感知器は「窓の汚れ」と「火災検出機能」を定期的に監視しています。「窓の汚れ」が原因で感知器が受信機に出力値異常を送信した場合は、感知器中央部にある「受光窓」および「リフレクタ反射面」を乾いた柔らかい布または綿棒で清掃してください。清掃したあとに火災試験をしても出力値異常が復旧しない場合は、感知器を交換してください。

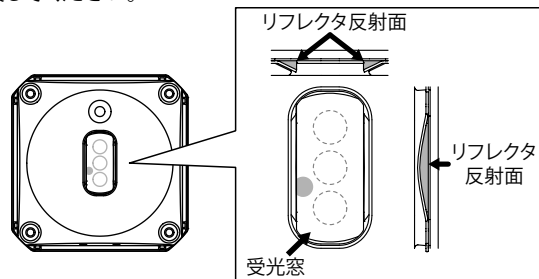


図6 感知器の中央部(拡大図)

注意 ⚠ 受光部の清掃は必ず受信機を移報遮断にした状態で行ってください。

注意 ⊖ リフレクタ凸部に荷重を与えないでください。
⊖ 本製品に障害が起きる可能性があります。

注意 ⚠ 感知器は乾いた柔らかい布で拭いてください。ベンジン、シンナーなどの薬品は引火性があるため危険ですので、使用しないでください。

警告 ⊖ 研磨剤を含むクリーナーなどは使わないでください。感知器の受光窓部などが傷つき、正常な火災監視ができなくなります。

10. 仕様

種別	赤外線式スポット型感知器(試験機能付)
国検型式番号	感第29～39号
公称監視距離	最大25m(中心から50°)～最大45m(中心0°)
視野角	100°(中心から50°)
使用温度範囲	-10℃～+50℃
主材	アルミニウム合金
質量	約350g
寸法	約106mm×106mm×37mm
接続可能受信機	R-26C/Eシステム用受信機および主中継器 それ以外の場合は、当社にお問い合わせください。
アドレス設定器	FZAJ004-P(別途用意)

●この製品の的外観および仕様は改良のため予告なく変更することがあります。

NOHMI 能美防災株式会社

本 社 / 〒102-8277 東京都千代田区九段南4-7-3
TEL / (03) 3265-0211
URL / <https://www.nohmi.co.jp/>